

社 会 保 険

いはらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

5

算定基礎届説明会を開催します

2010 MAY.
NO.384

- 算定基礎届の提出準備はお早めに
- 被扶養者資格の再確認にご協力ください



「五月の彩り」(撮影・水戸偕楽園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届説明会を開催します

「平成22年度の算定基礎届説明会」は、
労働保険の年度更新説明会と合同開催いたします。

説明会の日程は「基準監督署」単位の会場設定となっていますので、労働保険の対象事業（継続事業または建設業・林業）にご留意のうえ、ご都合のよい会場にご出席ください。

ご多忙中とは存じますが、担当者のご出席についてご配慮をお願いいたします。

算定基礎届の用紙は、日本年金機構茨城事務センターから各事業所あて6月初旬に郵送いたします。

※社会保険労務士に委託されている事業所は、社会保険労務士にお渡しいたします。



説明会の日程は次のとおりです。

監督署名	開催日時	対象事業	内容・開始時間(目安)	会場・所在地・電話番号
水戸	6月11日(金) 14:00~16:30	継続事業	14:00~労働保険 15:20~社会保険	ひたちなか市文化会館 大ホール ひたちなか市青葉町1-1 TEL.029-275-1122
	6月18日(金) 10:00~12:30	建設業 林業	10:00~労働保険 11:20~社会保険	常陸大宮市文化センター(ロゼホール)小ホール 常陸大宮市中富町3135-6 TEL.0295-53-7200
	6月18日(金) 14:00~16:30	継続事業	14:00~労働保険 15:20~社会保険	
	6月21日(月) 10:00~12:30	建設業 林業	10:00~労働保険 11:20~社会保険	茨城県民文化センター 大ホール 水戸市千波町東久保697 TEL.029-241-1166
	6月21日(月) 14:00~16:30	継続事業	14:00~労働保険 15:20~社会保険	※文化センター前駐車場は有料(200円)です。
鹿嶋	6月18日(金) 14:00~16:00	継続事業 神栖市	14:00~労働保険 15:10~社会保険	神栖市文化センター 大ホール 神栖市溝口4991-4 TEL.0299-90-5511
	6月22日(火) 10:00~12:00	建設業・林業 (管内全域)	10:00~労働保険 11:10~社会保険	鹿嶋勤労文化会館 ホール 鹿嶋市宮中325-1 TEL.0299-83-5911
	6月22日(火) 13:30~15:30	継続事業 (神栖市を除く 管内全域)	13:30~労働保険 14:40~社会保険	

注： 各会場とも駐車場に限りがあり混雑が予想されますので、可能な限りお車でのご来場はご遠慮ください。詳細は、別途送付となる「労働保険年度更新のお知らせ及び説明会・受理相談会のご案内」または「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出について(通知)」をご確認ください。

標記してあります開始時間は目安です。時間が前後することもありますので余裕をもってお出かけください。

なお、いずれの会場にご出席いただいても結構です。ただし、労働保険年度更新の説明は、「建設業・林業」と「継続事業」では説明内容が異なりますのでご注意ください。

監督署名	開催日時	対象事業	内容・開始時間(目安)	会場・所在地・電話番号
土浦	6月15日(火) 10:00~12:00	建設業・林業 (管内全域)	10:00~労働保険 11:10~社会保険	土浦市民会館 小ホール 土浦市東真鍋町2-6 TEL.029-822-8891
	6月15日(火) 14:00~16:00	継続事業 土浦・石岡地区	14:00~労働保険 15:10~社会保険	土浦市民会館 大ホール 土浦市東真鍋町2-6 TEL.029-822-8891
	6月22日(火) 14:00~16:00	継続事業 つくば地区	14:00~労働保険 15:10~社会保険	土浦市民会館 大ホール 土浦市東真鍋町2-6 TEL.029-822-8891
龍ヶ崎	6月11日(金) 14:00~16:10	継続事業	14:00~労働保険 15:10~社会保険	龍ヶ崎市文化会館 大ホール 龍ヶ崎市馴馬町2612 TEL.0297-64-1411
筑西	6月9日(水) 13:30~15:45	継続事業	13:30~労働保険 14:45~社会保険	下妻市立下妻公民館 下妻市本城町3-36 TEL.0296-43-7370
	6月11日(金) 10:00~12:00	建設業	10:00~労働保険 11:15~社会保険	県西生涯学習センター 筑西市野殿1371 TEL.0296-24-1151
	6月11日(金) 13:30~15:45	継続事業	13:30~労働保険 14:45~社会保険	
古河	6月17日(木) 13:30~15:30	継続事業	13:30~労働保険 14:40~社会保険	古河市生涯学習センター総和(とねミドリ館) 古河市前林1953-1 TEL.0280-92-4000
常総	6月15日(火) 13:30~16:00	継続事業	13:30~労働保険 14:45~社会保険	常総市立生涯学習センター 多目的ホール 常総市水海道天満町4684 TEL.0297-22-1111
	6月16日(水) 13:30~16:00	継続事業	13:30~労働保険 14:45~社会保険	坂東市総合文化ホール ベルフォーレ (坂東市立岩井図書館 2階 視聴覚室) 坂東市岩井5082 TEL.0297-36-1300
日立	6月10日(木) 10:00~12:00	継続事業 高萩市	10:00~労働保険 11:15~社会保険	高萩市総合福祉センター 多目的ホール 高萩市春日町3-10 TEL.0293-22-0080
	6月10日(木) 14:00~16:00	継続事業 北茨城市	14:00~労働保険 15:15~社会保険	
	6月14日(月) 10:00~12:00	建設業・林業 (管内全域)	10:00~労働保険 11:15~社会保険	日立シビックセンター 音楽ホール 日立市幸町1-21-1 TEL.0294-24-7711
	6月14日(月) 14:00~16:00	継続事業 日立市	14:00~労働保険 15:15~社会保険	

※駐車場は有料となり駐車台数には限りがあります

説明会へご出席いただく際のお願い

- 説明会にご出席の際は、6月初旬に送付予定の「算定基礎届」様式の封筒に同封してあります「平成22年度算定基礎届説明会 出席票」に事業所記号及び事業所所在地・名称等をご記入のうえ、「算定基礎届」の封筒一式と併せて必ずご持参願います。
- 労働保険関係のお問い合わせは各労働基準監督署へ、社会保険関係のお問い合わせは各年金事務所へお願いいたします。



提出月は
7月です

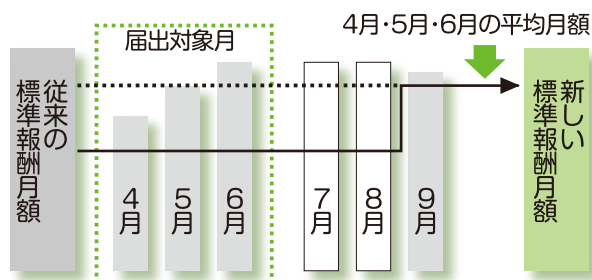
算定基礎届の 提出準備はお早めに!

日本年金機構茨城事務センターから、配布される算定基礎届には、被保険者の氏名、被保険者証の番号、従前の標準報酬月額等がプリントされています。全被保険者を対象としており、確認・点検事項も多いので、算定基礎届のための準備はお早めをお願いします。



1 算定基礎届とは

- 被保険者の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決めなおします。これを『定時決定』といいます。
- 『定時決定』は、事業主の皆様から、全被保険者の4月・5月・6月に支払った報酬を記入した『算定基礎届』を提出いただき、これに基づいて決定されます。



2 報酬の確認

- 報酬月額は、基本的には次のように確認します。
- 食事(給食・食券等)、住居(社宅・寮)等を現物で支給している場合は、現物給与として換算した金額を計上します。

① 支払基礎日数が17日未満の月は計算の対象から除く。

② 月々支給されるもので、現物は都道府県ごとの価額などにより換算し、各月の報酬月額を計算する。なお、4月～6月に年3回以下の賞与があれば、計算から除く。

③ 対象月(支払基礎日数が17日以上)の報酬総額を対象月数で割る。

3 届出の対象者

- 7月1日現在で在職しているすべての社会保険加入者です。ただし、6月1日以降に社会保険資格取得となった人は、「資格取得時決定」で翌年8月までの標準報酬月額が決まっているため、算定基礎届の対象から除かれます。

	4月	5月	6月	7月	
算定基礎届の対象となる人	5月31日以前に資格取得 → 7月1日に在職中				●5月31日までに資格取得した人で、7月1日現在在職中の人
	(資格喪失予定者) → 資格喪失				●7月1日以降に退職して、7月2日以降が資格喪失年月日になる人
	休職・病休など				●休職中・欠勤中・海外出張中でも被保険者資格がある人
算定基礎届の対象とならない人			◀ 資格取得		●6月1日以降に資格取得した人
			資格喪失 ▶		●6月30日までに退職した人(資格喪失年月日が7月1日以前)

届出は7月1日から10日まで

算定基礎届は、7月1日から10日までの間に、管轄の事務センター(健康保険組合・厚生年金基金)へ提出してください。前もって提出日の指定がある場合は、その日に提出してください。

また、賃金台帳などの持参をもとめられているときはそれらを携行してください。

決定通知がきたとき

算定基礎届により各被保険者の新しい標準報酬月額が決められると、「標準報酬月額決定通知書」が送られてきますので、給与明細書などで各人の新標準報酬月額を通知してください。

この新しい標準報酬月額にもとづき、9月分(10月納付分)から、保険料や手当金が計算されます。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。



平成22年5月下旬より

被扶養者資格の再確認にご協力ください

協会けんぽでは、被扶養者に該当しなくなった方による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金を適正なものとするため、定期的に再確認させていただくこととしています。〈健康保険法施行規則第50条〉

※高齢者の医療費は税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することになっています。拠出金は各制度の加入者（被保険者及び被扶養者）の人数に応じ算出されるため、適正化を目的に被扶養者資格の再確認を行います。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

●実施スケジュール

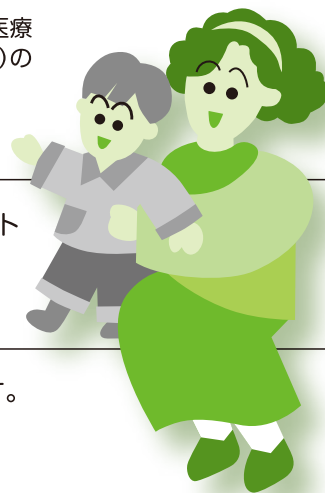
事業主様へ発送：平成22年5月下旬から6月下旬にかけて、被扶養者状況リスト等を送付させていただきます。

協会けんぽへの提出期限：平成22年7月末

●再確認の対象となる方

平成22年5月13日現在、協会けんぽの加入者（ご家族）。ただし、次の方々を除きます。

- (1) 平成22年4月1日において18歳未満の被扶養者
(平成4年4月1日生の方は再確認の対象となります)
- (2) 平成22年4月1日以降に被扶養者認定をされた方



協会けんぽ被扶養者資格の再確認実施イメージ

協会けんぽ

- 被扶養者状況リスト等送付
- 内容審査後、被扶養者調書兼異動届を年金事務所へ回送

被扶養者調書
兼異動届

年金事務所

- 被扶養者解除処理
被扶養者異動届「控え」を
事業主へ送付

リスト等

事業主様

- リストにて被扶養者資格の再確認。
確認後、リストに事業主印を押印し、「正」を返信用封筒で送付（リスト「副」は事業主にて保管）
- 解除となる被扶養者については同封の「被扶養者調書兼異動届」を記入、解除となる被扶養者分の健康保険証等を添付して、リストと共に返信用封筒で送付
- 異動届の「控え」を事業主にて保管

被扶養者
異動届
「控え」

(注) 協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外は「健康保険被扶養者（異動）届」を年金事務所（事務センター）に直接提出となります。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 業務グループ
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

☎029-303-1582(直通)
☎029-303-1500(代表)

協会けんぽ

検索

「ねんきん定期便」に関するお問い合わせは 「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後8時
第2土曜日 午前9時～午後5時

0570-058-555 (ナビダイヤル)

●IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

※IP電話・PHS用電話(03-6700-1144)の通話料金は、全額発信者負担となります

一般的な年金相談に関するお問い合わせは 「ねんきんダイヤル」へ

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ただし月曜日は午後7時まで受付時間を延長
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

●IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

※IP電話・PHS用電話(03-6700-1165)の通話料金は、全額発信者負担となります。



夜間・第2土曜日も年金相談が受けられます!!

県内の日本年金機構年金事務所及び年金相談センターでは、以下の時間帯で年金窓口を開設いたします。是非ご利用ください。

2010 6 JUNE

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

6・7月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。

なお、直近のスケジュールは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※月曜日が休日の場合は、翌日の火曜日となります。

6月 年金相談所開設

受付時間は
午前10時から午後2時までです。

水戸北年金事務所

2※ 常陸太田市役所

15※ 大子町役場

17※ 常陸大宮市役所

水戸南年金事務所

年金事務所に予約が必要です。

9※ 鹿嶋市商工会本所

23※ 神栖市商工会本所

土浦年金事務所

年金事務所に予約が必要です。(取手市のみ)

4※ 石岡市商工会議所

10※ 取手市商工会

18※ 龍ヶ崎市商工会

下館年金事務所

年金事務所に予約が必要です。(古河市のみ)

16※ 古河商工会議所

17※ 常総市商工会

日立年金事務所

8※ 高萩市総合福祉センター

2010 7 JULY

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月12日(土)・7月10日(土)に年金事務所及び土浦年金相談センターで年金相談を実施します。

●受付時間／
午前9時30分から午後4時まで

現在、相談されるお客様が多く、駐車場がたいへん混み合っております。お越しの際は公共交通機関をご利用されるなど、ご協力をお願いします。

平日時間延長日

土曜開設日